

# 平成27年度 第7回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年10月20日（火）14時30分から15時30分まで

2、開催場所：西宮市役所東館8階805会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	草加	智清
	4番	西田	いさお
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

4、欠席委員（1人）

5、議事日程

議案第10号	農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
報告第20号	農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
報告第21号	農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾	尚之
係長	水田	正清
主査	吉田	順二

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。  
定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち、事前に欠席の報告がありました岡田委員を除き、出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、8番の松本委員と9番の森畑委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願います。  
それでは、これより議案審議に入ります。まず議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。まずは議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」についてですが、議案書1ページに1件ございます。次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請が提出されましたので、許可の可否について決定を求めます。  
【議案書及び別紙資料をもとに朗読】  
なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えています。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。  
森畑委員、お願いします。

森畑委員 議案第10号についてご説明いたします。山口町下山口4丁目の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、公智神社から南東へ約150mのところにあります。申請農地については、譲受人の居宅裏に隣接し、さらに農地の西側には川が南北に流れているため、譲受人の居宅敷地を通らないと行けない場所にあります。又、申請農地については、譲受人がこれまで小作をされてきた農地が3筆と、それに隣接した農地を新たに2筆、合わせて5筆の農地について、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、下山口第二農会に所属しており、当該申請農地や周辺農地を家族で耕作されており、生産意欲も高く、通作距離等の条件を満たしていますので許可されても問題はないと考えます。以上で説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同  
議 長 (質問なし)  
なければ、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」  
につきましては、許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同  
議 長 (異議なし)  
ご異議がないようですので、議案第10号「農地法第3条の規定に  
基づく許可申請の件」につきましては、許可することに決定します。  
続きまして、これより報告案件に入ります。まず報告第20号「農地  
法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。  
事務局の報告をお願いします。

事 務 局 報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の  
件」でございますが、議案書2ページに1件ございます。  
**【議案書朗読】**  
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備してお  
りましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告しま  
す。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はございませんか。  
委員一同 (質問なし)  
議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づ  
く届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の  
件」でございますが、議案書3ページに1件ございます。  
**【議案書朗読】**  
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備してお  
りましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告しま  
す。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はございませんか。  
委員一同 (質問なし)  
議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。以上をも  
ちまして、本日本日予定しておりました議案審議並びに、報告案件はすべて  
終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉  
会いたします。

上記議事録を正当と認め署名する。

議 長

委 員

委 員